

国立大学法人東京農工大学大学教育センター運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学大学教育センター運営規則を次のとおり改正する。

現 行	改 正
<p>国立大学法人東京農工大学大学教育センター運営規則 [平成16年4月7日制定]</p> <p>第1条～第7条第2項 省 略</p> <p>3 兼務教員は、農学研究院及び工学研究院に所属する教員から各<u>3人</u>とする。ただし、次条の運営委員会が必要と認める場合は追加することができる。</p> <p>第7条第4項～第13条 省 略</p> <p>附則 省 略</p>	<p>国立大学法人東京農工大学大学教育センター運営規則 [平成16年4月7日制定]</p> <p>第1条～第7条第2項（現行どおり）</p> <p>3 兼務教員は、農学研究院及び工学研究院に所属する教員から各<u>2人</u>とする。ただし、次条の運営委員会が必要と認める場合は追加することができる。</p> <p>第7条第4項～第13条 省 略（現行どおり）</p> <p>附則 省 略（現行どおり）</p> <p><u>附則（大規則第1号）</u> <u>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>